

Rotary Yoneyama Memorial Foundation

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会

2017(平成 29)学年度

ロータリー米山記念奨学生募集要項

日本の大学・大学院等在籍者対象

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会は

**日本全国のロータリークラブ会員の寄付金を財源として
勉学、研究をして日本に在留している外国人留学生に対し
奨学金を支給し支援する、民間最大の奨学団体です。**

ロータリーとは

地域の人々の生活を改善したいという情熱をもって社会に役立つ活動に力を注いでいる、献身的な人々の世界的なネットワークです。異なる職業の人々が地域でロータリークラブという会合を持ち、職業を通して社会の発展と国際平和に貢献することを目的に活動している団体です。1905年アメリカ・シカゴで発足し、今では200以上の国と地域に広まり、クラブ数35,247、会員数1,235,100名(2016年3月31日 RI公式発表)に成長しています。日本では1920年に、東京で初めてロータリークラブが設立されました。現在、日本ではクラブ数2,269、会員数89,527名(2016年5月末現在)に達しています。

I はじめに

1 目的

ロータリー米山記念奨学会（以下「米山奨学会」と表記）は、留学生の優れた学業の達成を支援し、同時にカウンセラーや世話クラブとの交流を通じ、ロータリー精神を学び、国際理解を深め日本と母国との懸け橋となるなど国際親善に尽くす人材を育てることを目的としています。そのために求められる奨学生の資質は「①学業」、「②異文化理解」、および「③コミュニケーション能力」における熱意や優秀性にあります。

ロータリー米山記念奨学生（以下「米山奨学生」と表記）は、ロータリークラブを通して日本の文化、習慣などに触れ、社会参加と社会貢献の意識を育て、将来ロータリーの理想とする国際平和の創造と維持に貢献する人となることが期待されます。

- | | |
|---------------------|--|
| ①学業 | 学問に対する研究の目的・目標を明確にし、研鑽を重ねてその成果をあげる努力をする。 |
| ②異文化理解 | 異なる言語・文化・習慣などを理解する努力をする。 |
| ③コミュニケーション能力 | 人間関係における円滑なコミュニケーションを築き、自己の確立と共に他者を受入れる柔軟な姿勢をもつ。 |

2 特長

奨学生による支援だけでなく、ロータリークラブによる世話クラブとカウンセラーハウス制度があります。米山奨学生は、世話クラブの例会（会合）に毎月1回以上出席し、カウンセラーやロータリークラブ会員（以下「ロータリアン」と表記）との心のふれあいを通して真の国際・文化交流および相互理解を深め、ロータリーの奉仕の心を共に学びます。

3 ロータリー米山記念奨学生の義務

1. 米山奨学生は、世話クラブであるロータリークラブの例会へ毎月1回以上出席します。
2. 年2回、奨学生レポートを当会に提出します。
3. 例会での卓話（スピーチ）を行い、世話クラブおよびロータリー地区の活動に積極的に参加するなど、ロータリアンとの交流を通して相互理解を深める努力をします。

4 奨学期間終了後も続くネットワーク（学友会活動）

米山奨学生の期間終了後も学友会活動を通して学友（元米山奨学生）同士のネットワークを広げ、ロータリークラブあるいはロータリー組織と連携した活動に参加することができます。

ロータリー米山記念奨学会学友会（元米山奨学生同窓会）は日本国内に33団体、海外では台湾、韓国、中国、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカの7団体、計40団体あります。

II ロータリー米山記念奨学会の誕生とその歴史

1 9万人のロータリアンが支援

ロータリー米山記念奨学事業（以下「米山奨学事業」と表記）は、日本最初のロータリークラブの創立に貢献した実業家、米山梅吉氏の功績を記念して発足しました。1952年に東京ロータリークラブで始められたこの事業は、やがて日本の全クラブの共同事業に発展し、1967年、文部省（現在の文部科学省）の許可を得て財団法人ロータリー米山記念奨学会となり、また、新公益法人制度の施行に伴い、2012年1月4日をもって公益法人へ移行しました。ロータリー米山記念奨学金はすべて、日本のロータリアンからの寄付によって支えられています。

2 奉仕の人「米山梅吉」

米山奨学事業の記念の称号を付した米山梅吉氏（1868－1946）は、幼少にして父と死別し、母の手一つで育てられました。16歳の時、静岡県の長泉町から上京し、働きながら勉学に励みました。20歳で米国へ渡り、ベルモント・アカデミー（カリリフォルニア州）ウェスレアン大学（オハイオ州）、シラキュース大学（ニューヨーク州）で8年間の苦学の留学生活を送りました。

帰国後、文筆家を志して勝海舟に師事しますが友人の薦めで三井銀行に入社し常務取締役となり、その後、三井信託株式会社を創立し取締役社長に就任しました。信託業法が制定されるといち早く信託会社を設立して、新分野を開拓し、その目的を“社会への貢献”とするなど、今日のフィランソロピー（Philanthropy）*の基盤を作りました。晩年は財団法人三井報恩会の理事長となり、ハンセン病・結核・癌研究の助成など多くの社会事業・医療事業に奉仕しました。

また、子どもの教育のために、はる夫人と共に私財を投じて小学校を創立しました。“何事も人々からしてほしいと望むことは人々にもその通りせよ”これは米山梅吉氏の願いでもありご自身の生涯そのものでした。“他人への思いやりと助け合い”的精神を身をもって行いつつ、そのことについて多くを語らない陰徳の人でした。

3 世界の平和を願って

敗戦後の復興が続く1952年、東京ロータリークラブの会員によって「米山基金設立」の構想が立てられました。そして、世界に“平和日本”的理解を促すことを願って募金が始めされました。このようにして、東京ロータリークラブから始まった事業は、その後日本国内全クラブの共同事業として発展しました。

「1ヶ月に1箱のタバコ代を節約して奨学金に」という合言葉から始まった米山奨学事業は、設立以来、累計で奨学金支給者数1万9千人を超え、国籍別では124の国と地域となりました。

* Philanthropy: 語源はギリシャ語の「フィラン（愛）」と「アンソロポス（人類）」から由来している。
人類愛・博愛などと訳され、今日では「社会貢献」と訳される。

III 2017(平成 29)学年度 学部・修士・博士課程ロータリー米山記念奨学生募集要項

1 募集と選考の方法

奨学生の募集および申込みは、留学生奨学生担当者（以下「学校担当者」と表記）を通して行われる。日本のロータリーは 34 地区で組織・構成され、各地区に選考委員会（以下「地区選考委員会」と表記）を設けている。地区選考委員会が、地区とその近隣に所在する学校を指定し、被推薦者数を提示し、学内選考によって相応しい学生の推薦を募るシステムで募集を行う。指定校は地区選考委員会にて毎年協議され、7 月下旬に公表される。指定校にて選抜された被推薦者に対し、地区選考委員会が書類審査・面接選考を実施する。面接は原則として日本語で行われる。なお、連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなし、その在籍校からの推薦が必要となる。また、複数キャンパスがある学校に属する申込者は、通学しているキャンパスの地区の枠での申込みとなる。いずれも指定校になっていることが条件となる。

2 募集人員

約 585 名（奨学生 766 名枠のうち、新規募集は約 585 名であるが、継続者の辞退により変動がある）

3 対象

以下の項目にすべて該当する者とする。

- ① 2017 年 4 月に、日本の大学・大学院および日本の大学と同等とみなされる高等教育機関（高等専門学校専攻科、専修学校高度専門士課程等）に在籍又は在籍予定の外国人留学生。
- ② 学位取得を目的としている者。
- ③ 長期履修学生制度の学生は対象としない。

4 応募資格

下記の項目にすべて該当する者とする。

(1) 国籍とビザについて

- ① 日本国籍を有する者は、応募資格はない。
- ② 応募資格を有する者は、日本以外の国籍（「日本国籍を含まない二重国籍」および「無国籍」を含む）を有し、勉学または研究のための在留資格「留学」で日本に在留している者、または日本の大学等に在学中で法務大臣から「難民」の認定を受けて日本に在留している者とする。

※条件付き応募について：応募段階の在留資格が「留学」、「難民」以外の場合は、2017 年 3 月 25 日までに在留資格を変更し、在留カード(PDF データ)を提出することを条件に応募できる。

(2) 指定校・大学推薦制度

当会が定める指定校に 2017 年 4 月に在籍、進学、編入し（連合大学院に属する申込者は、直接指導を受け通学している学校を在籍校とみなす）、その指定校の推薦を受けた者。複数キャンパスがある学校に属する申込者は、通学しているキャンパスの地区の枠での申込みとなる。指定校は文部科学省が所管する大学等を対象とする。

(3) 在籍課程・学年

学部課程 2017 年 4 月に学部課程 3・4 年（医・歯・獣医学部は 5・6 年）、高専専攻科 1・2 年、専修学校高度専門士課程 3・4 年に在籍する者には、応募資格がある。

- 大学院修士課程 2017年4月に修士課程1・2年に在籍する者には、応募資格がある。
- 大学院博士課程 2017年4月に博士課程2・3年(医・歯・獣医学系博士課程は3・4年)に在籍する者には、応募資格がある。
- ※ 上記と同等とみなされる課程・学年在籍者に応募資格を与える。
- ※ 修業年限によって対象学年が異なる場合がある。

(4) 学業・健康

学業優秀の他、異文化理解、コミュニケーション能力に対する姿勢や関心を持ち、心身ともに留学生活に耐えうる健全な者。

(5) 博士の学位

「博士」の学位を既に取得している者に、応募資格はない。

ただし既に取得している博士の学位(名称)と異なる研究をする場合には、応募資格がある。

(6) 年 齢

1972年4月1日以降に生まれた者(45歳未満の者)。

(7) 他の機関からの奨学金との二重受給の禁止

- ① 当会からの奨学金は、他の機関からの奨学金(以下「他奨学金」と表記)およびこれと同種の個人に与えられる補助金などと同時に受けすることはできない。ただし、地方自治体による学習奨励金(在住の留学生全員が受給の対象となるもの)、学術上の貢献に対する一時的な褒賞金、および授業料免除(減額)は他奨学金とみなさない。
- ② 研究助成、授業料免除・減額に相当する奨学金以外の大学の奨学金は、受給額によって判断する。大学院・学部年額:57万6千円未満(「留学生受入れ促進プログラム」旧文部科学省外国人留学生学習奨励費相当額に満たない受給額)は併給を認める。それ以上は認めない。
- ③ 貸与型奨学金等、併給を認める。
- ④ 申込中に他奨学金を受けていても当会奨学金に申し込むことが出来る。ただし、当会奨学金と他奨学金に同時に合格した場合には、どちらの奨学金を受給するかを選択する。
- ⑤ 当会奨学金と同時に他奨学金を受給した場合には当会の奨学生としての資格が取り消され、他奨学金との重複期間の奨学金を全額返済しなければならない。

(8) 米山奨学金の非重複性

過去に米山奨学金を受給した者には、応募資格はない。

5 奨学金と奨学期間

(1) 奨学金額

奨学金種類	奨学金額
学部課程ロータリー米山記念奨学金	月額10万円
修士課程ロータリー米山記念奨学金	月額14万円
博士課程ロータリー米山記念奨学金	

(2) 奨学金支給期間

採用された際の学年、および在籍課程への入学月によって奨学期間が異なる。在籍課程へ9、10月に入学している場合は、以下のとおり奨学期間が短縮される(終了年月は、各大学の課程修了年月によって異なる場合がある)。奨学期間は、以下の期間を超えることは出来ない。期間途中で課程を修了する場合はその修了年月で奨学期間が終了する。

【4月入学】

2017年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年目の場合 (高専攻科1、専修学校高度専門士課程3年目)	2年間		2019年3月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年目の場合 (高専攻科2、専修学校高度専門士課程4年目)	1年間	2017年4月	2018年3月

【9・10月入学】

2017年4月採用時の課程・学年	支給期間	奨学期間開始	奨学期間終了
学部3、医歯獣医学部5、修士1、博士2、医歯獣医学系博士3年目の場合 (高専攻科1、専修学校高度専門士課程3年目)	9月入学:1年5ヶ月		9月入学:2018年8月
学部4、医歯獣医学部6、修士2、博士3、医歯獣医学系博士4年目の場合 (高専攻科2、専修学校高度専門士課程4年目)	10月入学:1年6ヶ月 9月入学:5ヶ月 10月入学:6ヶ月	2017年4月	10月入学:2018年9月 9月入学:2017年8月 10月入学:2017年9月

* 4月以外の入学の場合、奨学期間が短くなる。

6 応募手続について

(1) 応募方法 *個人による当会への申込書の送付、持参は受けない。

- 申込者は、申込用紙を米山奨学会ホームページ(<http://www.rotary-yoneyama.or.jp/>)からダウンロードし、必要事項を記入の上、学校の該当窓口へ提出する。
- 学校担当者は、以下①から⑨の申込書類等の記載内容を点検・確認し、全員の書類をとりまとめ専用WEB画面で申込申請を行う。発送は受け付けない。⑩のみ学校担当者経由のメールで受け付ける。

(2) 必要書類と提出に際しての注意

申込書類は、以下の通り。申込者が日本語ですべて記入すること。記入は黒インク又は黒のボールペンではっきりとご記入ください。読み取れない場合は、その用紙が選考資料から外れます。

① 米山記念奨学生申込書	本人が記入した内容を学校担当者が専用WEB画面に入力する。
② 顔画像データ 6ヶ月以内に撮影したもの。上半身正面像 4.0 cm × 3.0 cm。1MB 以内。 写真店などで受け取ったデータまたはスマートフォン向け証明写真作成アプリケーションを利用した画像データなどを学校担当者に提出すること。	学校担当者は、申請登録の際、jpeg、png、gif 形式で左記のサイズ、容量で専用WEB画面からアップロードする。
③ 経歴書	
④ 指導教員からの推薦状 必ず、指導教員の認印を押す。入学者、編入学者は、入学・編入学先の教員でなく、現在の指導教員による推薦状を提出する。1枚に収め、ワードなどで作成の場合は、A4用紙に所定用紙と同じ項目を記載すること。 ※日本語でない場合は訳をつけてください。※外国人教員で印を使用しない場合は署名のみで可	
⑤ 研究計画書（当会所定用紙使用） 800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。 テーマ：学部生「現在の学習・履修状況と卒業後の進路」 大学院生「大学院での研究予定または今までの研究状況」	学校担当者がPDF化し、WEB専用画面でアップロードする。
⑥ 小論文（当会所定用紙使用） 800字以内。日本語で黒インクまたは黒のボールペンを使用し、被推薦者本人が記入すること。所定の原稿用紙を使用のこと。所定用紙以外の提出は認めない。 テーマ：「なぜ、留学先に日本を選んだのか。日本留学を終えた後の将来計画」	注) ③～⑥は、アップロードの前に、専用WEB画面にて付与される「申込番号」を担当者で必ず記入すること。
⑦ 日本における前年度の成績表、あるいは提出可能な最近の成績表 海外の学校から日本の学校へ入学予定で、日本の成績表が出ない場合、または学校の制度によりまだ成績が出ない場合は不要。面接に間に合う場合は会場に持参し提出。それ以降は受け付けない。成績表という名称でなくても成績、単位取得が確認出来るものであれば良い。	

<p>(8) パスポートの写し 身分事項のページ（姓、名、国籍、生年月日、性別などが記載されたページ。「パスポート査証欄」は不可）。顔写真部分が鮮明であること</p>	
<p>(9) 在留カード（被推薦者本人を証明するもの） 写真の付いている面の PDF データ。文字がはっきり見えるもの。 ・在留期間：在留期限が 2016 年 10 月 1 日以降。 ・国籍：日本国籍以外（「4. 応募資格の(1)国籍とビザ」を満たすこと） ・在留資格：留学（難民認定を受けているものは「難民認定書」を追跡出来る形で当会宛に送付すること）「留学」、「難民」以外の場合は、2017 年 3 月 25 日までに在留資格を変更し、メールに添付して提出すること(宛先 gakumu@rotary-yoneyama.or.jp)。</p>	学校担当者が PDF 化し、WEB 専用画面でアップロードする。
<p>(10) 合格通知・編入学許可書 2017 年 4 月に編入学予定、入学予定の者は、下記 A あるいは B のいずれかを提出する。 A. 編入学許可書の写し。 B. 合格通知書の写し。 *申込書に記入した 2017 年 4 在籍予定校（学部・研究科、専攻）に不合格になった者は、学校担当者を通して当会へ連絡すること。この時点で応募資格を失う。</p>	学校担当者は、入手出来次第、メールに添付し提出する(宛先 gakumu@rotary-yoneyama.or.jp)。提出の最終期限は 2017 年 3 月 25 日。ただし、高専専攻科 1 年または修士 1 年合格者に関しては事情により期限を考慮する場合がある

必要書類以外(指導教員以外の推薦状や研究資料など)は、受理しない。送付された場合は、審査の対象としない。

(3) 申込締切

締切: 10 月 15 日

被推薦者は、2017 年 4 月に在籍(進学、編入)する指定校の担当者へ各指定校の定める学内募集期間内に申込書類を提出する。学校担当者は、期限内に専用 Web 画面にて登録申込みを完了する。

*連合大学院に属する学生は、直接指導を受けている(通学している)大学を在籍校とみなす。その在籍校が指定校となっている事が条件となり、その指定校から申込みをする。

7 選考試験

- (1) 選考試験案内:** 指定校担当者宛に、2016 年 11 月下旬～12 月下旬通知
※指定校担当者専用 Web 画面にて公表。地区によっては地区からも案内が発送される。
- (2) 選考試験対象者:** 被推薦者全員に選考試験を実施する。
- (3) 選考試験日程:** 2016 年 12 月初旬～翌年 1 月末日の間に実施する。地区によって日時場所が異なり、学校担当者が専用 WEB 画面から確認が出来る。11 月中旬頃から報告の早い地区から順にアップデートしていく。被推薦者は、学校担当者から日時・場所などが伝えられる。
- (4) 選考試験内容:** 面接試験。面接は原則として日本語で行われる。地区によって筆記試験を実施する場合がある。
※合格した場合の奨学期間内に、留学を予定している場合は面接で申し出てください。
- (5) 受験場所:** 推薦を依頼したロータリー地区で選考試験が実施される。
* 連合大学院に属する学生の場合、直接指導を受け通学している大学を在籍校とみなす。

8 選考結果発表

選考結果は、12 月中旬～2 月初旬頃に、**合否決定地区順に指定校担当者専用 Web 画面にて公表**

すると共に、1月中旬から合格結果のみ**学校担当者あてに送付される**。複数の地区から推薦依頼があった学校には、地区ごとに通知が送付される。**学校担当者は、合格者に合格通知を配付する**。また、不合格者のみの学校へは郵送はせず、メールにて2月中旬頃、不合格を連絡する。結果発表後、合格者は、3月1日までにWEB上で奨学金受給回答と連絡先などの登録を行う。WEB上の登録方法は、合格通知と共に案内する。尚、地区内で合格者が辞退した場合、不合格者から繰り上げ合格とする。ただし、繰り上げ期限はその地区のオリエンテーション開催日（4月～5月中旬頃）までを期限とする。

* 合否に関する問い合わせには、一切答えない。

公益財団法人 ロータリー米山記念奨学会
Tel(03)3434-8681 Fax(03)3578-8281
メール gakumu@rotary-yoneyama.or.jp

申込から採用までのQ&A

Q1. 合格後にすることはありますか？

A. 合格者は、合格通知と一緒に送付する案内の通り、3月1日までにWEB上で奨学生受給回答と連絡先などの登録を行ってください。

Q2. 合格通知をもらったらもう奨学生ですか？

A. 奨学生になるためのオリエンテーションが4月中旬以降に各ロータリー地区で開催されます。このオリエンテーションにて、奨学生の心得や基本的な約束事項の説明を受け、「確約書」に署名をしていただくと正式な奨学生となれます。

Q3. いつから奨学生を受け取ることができますか？

A. 上記オリエンテーションに参加して確約書に署名したあとに支給されます。

【4、5月分の奨学生】：地区によって下記のいずれかの方法で支給されます

- ①オリエンテーションの席上で支給
- ②オリエンテーション終了後、後日、世話クラブで支給
- ③オリエンテーションで4月分、後日、世話クラブにて5月分支給

Q4. オリエンテーションの日程はいつわかりますか。欠席した場合どうなりますか？

A. オリエンテーション開催一ヶ月前頃に開催地区から案内が送られます。地区によって、大学経由で送られる場合と奨学生に直接送られる場合があります。更に、当会ホームページトップページの「News & Topics」にて、全地区の日程・場所を公表致します。欠席は、原則として認められません。

Q5. 奨学生はどのようにして受け取るのですか？

A. 世話クラブの例会に出席した際に、当月の奨学生が支給されます。当会の奨学生は、世話クラブ・カウンセラーアイデア制度という、経済的支援にとどまらない心の交流が大きな特長なるため、銀行振込による支給はしません。奨学生になる方は、奨学生をもらいに来ているだけ”という奨学生にはならないようにしていただきたいと思います。

Q6. 奨学期間中に休学をする予定です。申込は出来ますか？

A. 申込は可能です。事前に、地区へ申し出てください。奨学期間に、正式に休学が決定した場合、休学申請が必要となります。ただし、奨学生になった時に、クラブや地区主催の行事への欠席が続いたり、積極的に休学を利用して奨学生としての義務^{*}が果たせない学生は奨学生としてふさわしくないと判断される場合があります。当会の奨学生は、日本の大学・学校に在籍し、勉学または研究をしている外国人留学生への奨学生であり、単に、奨学生を渡すだけではなく、クラブ・地区での交流を通じて国際理解やロータリー精神などを学んでいただくことを主な目的としています。
学校担当者の方は、留学、出産、育児、介護、病気で帰国等長期に不在となる状況の有無をあらかじめ確認のうえ、奨学生の義務を果たせる方をご推薦ください。

Q7. 申込後、病気(または妊娠・出産・怪我など)をしました。どのような手続きが必要ですか？

A. 面接やオリエンテーション開催前の場合は、至急、地区にご連絡いただくことが必要です。奨学生としての義務^{*}が果たせない場合は、申込や合格を辞退していただく場合もあります。また、合格後は、世話クラブへも丁寧に十分な事情説明をし、ご理解いただくことが必要です。

*奨学生としての義務：確約書参照

奨学生番号:

奨学生氏名:

確 約 書

所属地区	
学校・課程・学年	
奨学金支給期間	
奨学金種類・金額	

奨学生として選ばれたことを誇りとし、その義務と責任において、世話クラブのカウンセラーと常に連絡を密にして、国際理解と親善のために努めます。また、月1回以上世話クラブ例会に出席します。奨学金は世話クラブ例会に出席した際に受け取り、これを学業および研究・文化交流・地域活動への参加など有意義な活動に役立てます。なお、以下の項目を守ることを確約します。

確 約 事 項

1. 次のような場合には、原則として奨学金が打切られることに同意します。

- 1) 世話クラブの例会に欠席し、2ヶ月以上連絡をしなかった場合
- 2) 「米山奨学生レポート」を提出しなかった場合

奨学生は、9月と2月に「米山奨学生レポート」を提出しなければなりません。未提出の場合は翌月の奨学金が停止され、督促に応じなかった場合は、原則として奨学金が打ち切りとなります。

- 3) 予定された卓話（スピーチ）や、地区で開催される行事に正当な理由無く協力しなかった場合

奨学生は、クラブ例会における卓話や、地区開催行事に参加する事を義務とします。やむを得ず欠席する場合は、必ず事前にカウンセラーへ理由を伝え理解してもらうことが必要です。

2. 次のような場合には、奨学金が打切られることに同意します。

- 1) 当財団が定める「出国に関する規程」に反したとき。

日本を出国する場合は、事前に別途定める「出国届」を奨学生本人がWeb上で届け出る。クラブへは奨学生本人から報告する。出国が認められる期間は、年間通算60日。ただし、研究目的、病気、慶弔などやむを得ない事情のため、国外に出る必要があると指導教員が許可した場合は、通算90日まで認める。

- 2) 当財団が定める「休学・復学に関する規程」に反したとき。

学校を休学または在籍しながら研究に必要な短期留学をする場合、休学を奨学期間内で6ヶ月まで認める。ただし、兵役の場合に限りその期間に応じ6ヶ月以上の休学を認める。

- 3) 停学又は退学の処分を受けたとき。

- 4) 学業成績不良により留年したとき。

- 5) 在籍校および在籍課程を変更したとき。

- 6) 他の機関から奨学金およびこれと同種の個人に与えられる補助金などを受けたとき。

該当者は二重受給期間中の奨学金を当財団へ返済する。

- 7) 奨学生としてふさわしくない行為があったとき。

- 8) 就職が決定し、正式に就労を開始するとき。

- 9) 在留資格が「留学」でなくなったとき、または「難民」認定を取り消されたとき。

3. 奨学期間に当該課程を修了し、学位を取得した場合は学位の取得年月をもって奨学金支給を終了します。

4. 奨学期間終了後も、ロータリークラブとの絆を大切にして、近況を少なくとも年1回年賀状や電子メールでクラブ、カウンセラーに報告をします。また、住所・所属先、メールアドレスの変更があった場合は奨学会ホームページで登録します。

5. 奨学会やロータリー地区が、ロータリー活動推進や交流活動に必要とする場合、個人情報（氏名、携帯電話番号、メールアドレスなどの連絡先）をロータリアンに提供することを了承します。

公益財団法人ロータリー米山記念奨学会 御中

20 年 月 日

奨学生となるにあたって、上記のとおり確約いたします。

奨学生署名(日本語でご記入ください)

ロータリー地区一覧

都道府県	区分	ロータリー地区
北海道	北海道東部 旭川市 鈎路市 帯広市 北見市 網走市 稚内市 紋別市 士別市 名寄市 根室市 富良野市 上川郡 空知郡(中富良野町、南富良野町、上富良野町) 中川郡 宗谷郡 枝幸郡 天塩郡 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋別郡 河東郡 河西郡 広尾郡 足寄郡 十勝郡 鈎路郡 厚岸郡 川上郡 阿寒郡 白糠郡 野付郡 標津郡 目梨郡 礼文郡 利尻郡	2500
北海道	北海道西部 函館市 伊達市 室蘭市 苫小牧市 千歳市 北広島市 札幌市 江別市 砂川市 小樽市 岩見沢市 滝川市 赤平市 芦別市 美唄市 深川市 留萌市 登別市 石狩市 北斗市 歌志内市 苫前郡 雨竜郡 留萌郡 空知郡 (2500地区以外の町) 夕張郡 石狩郡 岩内郡 虻田郡 磯谷郡 余市郡 幕泉郡 様似郡 日高郡 浦河郡 茅部郡 亀田郡 山越郡 桧山郡 松前郡 白老郡 上磯郡 恵庭市 三笠市 夕張市 増毛郡 樺戸郡 古平郡 積丹郡 古宇郡 勇払郡 新冠郡 寿都郡 島牧郡 瀬棚郡 二海郡 爾志郡 奥尻郡 有珠郡 沙流郡 久遠郡	2510
岩手県／宮城県		2520
福島県		2530
秋田県		2540
栃木県		2550
新潟県		2560
埼玉県	埼玉県西北部 川越市 熊谷市 行田市 秩父市 所沢市 飯能市 加須市 本庄市 東松山市 狹山市 羽生市 深谷市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 富士見市 ふじみ野市 坂戸市 鶴ヶ島市 日高市 入間郡 比企郡 秩父郡 児玉郡 大里郡 鴻巣市(旧吹上町・旧川里町)	2570
埼玉県	埼玉県南東部 さいたま市 上尾市 桶川市 北本市 鴻巣市(旧吹上町・旧川里町以外) 春日部市 幸手市 久喜市 越谷市 蓮田市 草加市 八潮市 吉川市 三郷市 川口市 戸田市 蕨市 南埼玉郡 北埼玉郡(騎西町以外) 北葛飾郡 北足立郡伊奈町	2770
千葉県		2790
山形県		2800
茨城県		2820
青森県		2830
群馬県		2840
東京都	東京都東北部および沖縄県 江戸川区 葛飾区 足立区 墨田区 江東区 荒川区 台東区 千代田区 文京区 北区 板橋区 豊島区 新宿区 中野区 練馬区 武蔵野市 西東京市 東久留米市 清瀬市 小平市 東村山市 東大和市 武蔵村山市 福生市 羽村市 あきる野市 青梅市 西多摩郡	2580
神奈川県	横浜市 川崎市	2590
長野県		2600
富山県／石川県		2610
山梨県／静岡県		2620
岐阜県／三重県		2630
東京都	東京都西南部 中央区 港区 品川区 大田区 渋谷区 杉並区 世田谷区 目黒区 八王子市 日野市 町田市 立川市 国分寺市 小金井市 三鷹市 昭島市 国立市 府中市 調布市 多摩市 猪江市 稲城市	2750
愛知県		2760
神奈川県	横浜市 川崎市以外	2780
和歌山県		
大阪府	和泉市 泉大津市 泉佐野市 大阪狭山市 貝塚市 河内長野市 岸和田市 堺市 泉南市 高石市 富田林市 羽曳野市 阪南市 藤井寺市 松原市 泉南郡 泉北郡 南河内郡	2640
福井県／滋賀県／京都府／奈良県		2650
大阪府	大阪市 池田市 茨木市 柏原市 交野市 門真市 四条畷市 吹田市 摂津市 大東市 高槻市 豊中市 寝屋川市 東大阪市 枚方市 箕面市 守口市 八尾市 豊能郡 三島郡島本町	2660
徳島県／香川県／愛媛県／高知県		2670
兵庫県		2680
鳥取県／島根県／岡山県		2690
福岡県／長崎県壱岐・対馬／佐賀県鳥栖市・上峰町以外の三養基郡		2700
広島県／山口県		2710
大分県／熊本県		2720
宮崎県／鹿児島県		2730
佐賀県／長崎県		2740